

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及び根拠	一 發行號名稱及び記	○ 財務省告示第三百六十四条号
を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ振替法」といふ。その規定	國庫短期財務証券大臣(第四百五回) 麻生太郎	行条件等を次年二十一条第十一項の規定による。政府短期証券平成省	行条件等を次年二十一条第十一項の規定による。政府短期証券平成省	行条件等を次年二十一条第十一項の規定による。政府短期証券平成省

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	發		
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入	
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
 千 万 円	千 四 十 五 二 千 二 兆 百 八 万 二 円 百 三 千 七 千 五 億 三 百 千 百 八 二 五 十 百 十 一 九 円 億 十 三 千 七 千 万 八 五 百	額 九 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 四 五 千 兆 八 二 百 千 八 五 億 百 九 九 十 十 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 一	十 九	九	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發	
込 札	所 金	還		還 入	価 ・	別 債	札 格	行 行	
期 参	支 金			期 札	格 第	参 市	發 競	価 値	
日 加	払 額			限 發	競 I	加 場	行 争	格 日	
平 成 二 十 五 年 十 月 二 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を 百 支 き 円 払 は に う 、 期 つ 。 そ が き の 百 翌 行 七 営 休 業 業 日 日 に に	償 當 還 た し と 、 償 六 年 一 月 二 十 七 日 日 に に	た 成 二 十 、 百 厘 九 毛 に つ き 百 五 毛 以 上 九 十 そ れ 九 ぞ れ 九	平 八 面 応 八 面 募 錢 金 一 厘 百 五 毛 以 上 九 十 そ れ 九 ぞ れ 九	額 額 ・ 札 格 第 參 市 競 價 一 額 百 五 毛 百 五 毛 以 上 九 十 そ れ 九 ぞ れ 九	額 額 ・ 別 債 札 格 第 參 市 競 價 一 額 百 五 毛 百 五 毛 以 上 九 十 そ れ 九 ぞ れ 九	額 額 ・ 札 格 行 競 價 一 額 百 五 毛 百 五 毛 以 上 九 十 そ れ 九 ぞ れ 九	額 額 ・ 札 格 行 競 價 一 額 百 五 毛 百 五 毛 以 上 九 十 そ れ 九 ぞ れ 九

振替単位